

軽自動車(三・四輪)の申請手続き・検査

テレホンサービス

軽自動車の各種申請手続きや
検査関係などの案内を、

11条型の電話番号にダイヤルして
24時間受付のJUUに相談。



軽自動車検査協会

☎0245-46-8833

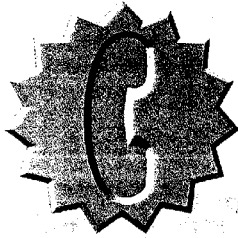
申請手続き・検査テレホンサービス(コード番号表)

1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	コード番号
1	1 名義変更	1 使用者と所有者が同じ場合		111
		2 使用者と所有者が異なる場合		112
	2 住所変更	1 使用者と所有者が同じ場合		121
		2 使用者と所有者が異なる場合		122
	3 廃車の手続き			13
4 再交付	1 自動車検査証の再交付 2 ステッカーの再交付		141 142	
2	1 ユーザー車検を受ける方	1 初めて検査を受ける方		211
		2 検査の手続き	1 継続検査	2121
			2 新規検査	2122
			3 構造等変更検査	2123
		3 定期点検整備		213
		4 検査予約の手続き		214
		5 手数料、重量税		215
	6 検査証の有効期間が切れた場合		216	
	7 検査場の検査項目(受検要領)		217	
	2 軽自動車の改造手続き	1 初めて改造手続きをする方		221
2 スプリングなどを交換する場合			222	
3 ラリー競技車への改造			223	
3 軽自動車の装置の基準	1 初めて基準をお聞きになる方		231	
	2 タイヤ・ホイール		232	
	3 ヘッドライトなどの灯火装置		233	
	4 コイルばねなどの緩衝装置		234	
	5 窓ガラスの着色フィルム		235	
	6 消音器・排気管関係		236	
3	普通車及び二輪車の案内		3	

1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	コード番号
4	1 受付時間			41
	2 福島事務所	1 JR福島駅方面からバス利用の場合		421
		2 東北自動車道利用の場合		422
		3 郡山方面から国道4号線(南バイパス)を車利用の場合		423
		4 福島市内方面から国道4号線(南バイパス)を車利用の場合		424
5 福島市内方面から吾妻陸橋を車利用の場合			425	
8	FAX情報(テレホンサービスの利用方法及びコード番号一覧表)			8
9	ユーザー車検予約システム(ユーザー車検の予約、確認、取り消し) ※福島事務所で検査を受ける方のみご利用になります。			9

テレホンサービスは
軽自動車検査協会 福島事務所
☎ 0245-46-8833





テレホンサービスの 利用方法 (平成8年10月1日から ご利用になれます。)

《ご利用上の注意》

- ★電話はダイヤル式でもプッシュ式でもご利用になれます。
- ★コード番号表がない方でも操作ができます。
(1)『サービスコードをどうぞ』のメッセージのあと、しばらくお待ちください。
(2)案内メッセージが流れますので、聞きたいコード番号を順次選ぶことができます。
- ★通話料のみ、利用者の負担となります。
- ★FAXサービスをご利用の際には、FAX電話からおかけください。

知りたい情報の「コード番号」を確認

テレホンサービス
Tel.024-546-88333へ電話

こちらは軽自動車検査協会
申請手続き・検査テレホンサービスです。
ご利用の前に「0」をプッシュするか
ダイヤルしてください。

「0」を押す

サービスを開始します。

音声で情報が知りたい方

FAXで情報が知りたい方

「コード番号」を押す

「コード番号」を押す

音声サービスを
はじめます。

「0」を押す

「ピーー」と音が鳴ったら
FAXのスタートボタン
または手動受信ボタンを
押し受話器を置く

FAXサービスを
はじめます。

《便利な使い方》

音声サービスの途中でも、
次のことができます。

- (1)他の情報を聞く→「2」を押してから、
聞きたい「コード番号」を押す。
- (2)FAXで取り出す→「0」を押すと、
途中で電話を切っても
FAXの出力ができます。

管轄区域

福島事務所 ☎0245-46-3222 (担当窓口)

(福島ナンバー) 福島市、二本松市、郡山市、須賀川市、白河市、
会津若松市、喜多方市、相馬市、原町市、
伊達郡、安達郡、岩瀬郡、西白河郡、耶麻郡、
河沼郡、大沼郡、北会津郡、南会津郡、相馬郡、
田村郡(三春町、常葉町、船引町)

(いわきナンバー) いわき市、双葉郡、石川郡、東白川郡、田村郡
(大越町、滝根町、小野町、都路村)